



【学内専用】SUMS-仕事と育児・介護の両立支援リーフレット(2016年3月発行)
更新表(2017年2月1日現在)

休暇等の取得可能時期(一例)

	リーフレット記載内容		更新内容
	介護休業(6月以内)	→	介護休業(186日間の範囲内に3回まで)
	介護部分休業(6月以内)	→	介護部分休業(3年の間に2回まで)
	介護休業(6月以内)	→	介護休業(186日間の範囲内に3回まで)
	介護部分休業(6月以内)	→	介護部分休業(3年の間に2回まで)

あなたが利用できる休暇等の制度(一例)

種類	リーフレット記載内容		更新内容
	取得可能期間		取得可能期間
介護休業	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するための6月の範囲内	→	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するために、3回を上限として のべ186日間の範囲内
介護休業 (非常勤職員)	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するための93日の範囲内	→	2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする対象家族を介護するために、3回を上限として 93日間の範囲内
介護部分休業	6月の範囲内で、1日につき4時間の範囲内(1時間単位) 但し介護休業取得者は介護休業開始予定日の翌日から起算して6月を経過する日まで	→	介護部分休業開始の日から3年の間に2回を上限として申し出た期間 で、1日につき 2時間 の範囲内(30分単位)

■ 介護のための超過・深夜勤務の制限について

2016年3月に発行いたしました、本リーフレットで、「介護のための超過・深夜勤務の制限」(取得可能期間:承認された期間)と記載しておりましたが、正しくは「介護のための深夜勤務の制限」(取得可能期間:承認された期間)でした。2017年1月1日の法改正により、記載している「介護のための超過・深夜勤務の制限」(取得可能期間:承認された期間)となりました。お詫びして訂正いたします。